

## 地盤情報（ボーリング柱状図等）取扱要領

長野県林務部

### 1 目的

地質調査業務の地盤情報については、道路、河川、砂防等の公共土木施設の基礎となる重要な情報であるが、管理が統一されていない状況で有り、既存の情報も有効活用されていない状況である。

また、国土交通省では、社会資本整備審議会・交通政策審議会答申「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」（平成29年9月）に基づき、官民が所有する地盤情報を共有化し、収集した情報のプラットフォームを構築する取組として、「国土地盤情報データベース」を構築し「一般財団法人国土地盤情報センター」により運営している。

については、本県においても「一般財団法人国土地盤情報センター」と協定【別紙－1】を締結し、地盤情報を「国土地盤情報データベース」へ登録することで、地盤情報の共有化及び地盤情報の適切な管理をし、今後の有効利用を図ることを目的とする。

### 2 対象事業

- ・業務及び工事により、下記の地盤情報を取得する事業全て
- ・登録対象外のボーリング

地すべり対策工の横ボーリングにおけるチェックボーリング、パーカッシュドリルで採取したコアなど、精細な観察（コア判定）ができない調査ボーリング）

分類	検定内容
ボーリング柱状図	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボーリング数量の確認</li><li>・地質調査技士登録番号の確認</li><li>・標題情報（調査名、発注機関など）の確認</li><li>・緯度経度、座標系の確認</li><li>・岩種・土質区分、記事、試験結果などの確認</li><li>・上記の他、「ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領（案）・同解説（平成27年6月 一般社団法人全国地質調査業協会連合会、社会基盤情報標準化委員会）」に則った様式であるかの確認</li></ul>
土質試験結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・土質試験結果の試験数量の確認</li><li>・標題情報（調査名、発注機関など）の確認</li><li>・試験結果の確認</li><li>・上記の他、地盤工学会が定めるデータシート様式「土質試験結果一覧表（基礎地盤）」又は「土質試験結果一覧表（材料）」に則った様式であるかの確認</li></ul>

### 3 地盤情報に登録する情報

【別紙－2】「国土地盤情報データベース運用等規程」による。

### 4 地盤情報の検定

【別紙－2】「国土地盤情報データベース運用等規程」による。

### 5 積算等

#### (1) 検定費

次式により「国土地盤情報データベース検定費」として計上

ボーリング1本当たりの検定費用×ボーリング数量（本数）

※諸経費率算定の対象額としない。

#### 【検定費用】

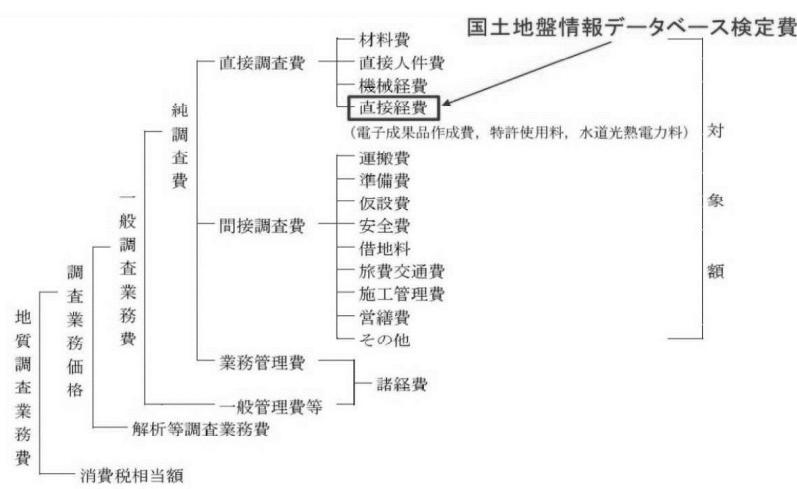
調査者の資格	検定費用 (ボーリング 1本当たり)
・ボーリング責任者： 地質調査技士  かつ	2000円／本
・管理技術者又は主任技術者： 地質調査技士、技術士、 RCCM 等	

#### 【検定項目】

分類	検定内容
ボーリング 柱状図	・ボーリング数量の確認
	・地質調査技士登録番号の確認
	・調査名、発注機関などの確認
	・緯度経度、座標系の確認
	・岩種・土質区分、試験結果などの確認
土質試験 結果	・様式の確認
	・土質試験結果の試験数量の確認
	・調査名、発注機関などの確認
	・試験結果の確認
	・様式の確認

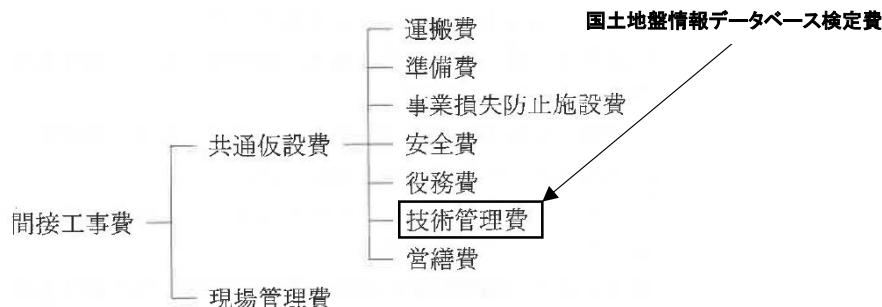
#### (2) 積算方法

委託業務においては、直接経費へ計上する。



地質調査業務費の構成(地質調査積算基準)

工事においては、技術管理費へ計上する。



### (3) 現場説明書への明示

「現場説明書」に下記を追記する。

委託現場説明書 9成果品について (3) 地盤情報（ボーリング柱状図等）の取扱について

本業務は、地盤情報を「国土地盤情報データベース」へ登録を対象とする業務である。

ア 国土地盤情報データベース検定費について、受注者は「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録すること。

イ 受注者は、「一般財団法人国土地盤情報センター」から受領した検定証明書（PDF）を電子納品の BORING/OTHRS へ格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを報告すること。

ウ 受注者は、地盤情報の公開の可否について事前協議すること。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html>

本業務は、地盤情報を「国土地盤情報データベース」へ登録を対象とする業務である。

## 6 地盤情報の利用等

【別紙－3】「国土地盤情報データベースの利用について」による。

## 7 適用

(1) 本要領は、令和3年4月1日以降に起工起案及び変更する業務等から適用

(2) 既発注案件への適用については、受発注者間において協議の上決定

**(3) 本要領は、令和6年11月1日以降起工起案及び変更する業務等から適用する。**

**※適用日前の継続中の案件にも適用できることとする。**

## ■参考1 地盤情報の取扱の流れ【別紙－4】

### 【別紙－3】国土地盤情報データベースの利用について

一般財団法人国土地盤情報センター

理事 土屋 彰義

#### 国土地盤情報データベースの利用について（ご案内）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。先日は、協定書の締結に関しまして大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。今後は、皆様方のご期待に添う活動を展開してまいる所存ですので、引き続きご指導の程、よろしくお願ひいたします。

さて、当センターが運営する地盤情報公開サイト「国土地盤情報データベース」の利用について、ご案内申し上げます。

つきましては、ご利用に関しまして下記にお知らせいたしますので、ご活用いただければ幸甚に存じます。

#### 記

##### 1. 利用いただける情報について

当センターが運営する地盤情報公開サイト「国土地盤情報データベース」に登録されている地盤情報（ボーリング柱状図および土質試験結果一覧表）を閲覧することができます。

なお、検定申込みされた地盤情報は、検定完了日から60日後に「国土地盤情報データベース」に登録されますことご留意ください。

##### 2. 利用方法と利用期間について

(1) 本センターのホームページ上の地盤情報公開サイト「国土地盤情報データベース」にアクセスして下さい。

(2) ログインする際には、以下の専用のIDとPWが必要となります。

ID :

PW :

(3) 利用期間は、協定に準ずる。

## 【別紙－4】地盤情報の取扱の流れ

